

# 名古屋商工会議所 定 款 (抜粋)

## 第1章 総 則

- (目的)  
**第1条** 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。  
 (名称)  
**第2条** 本商工会議所は、名古屋商工会議所と称する。  
 (人格)  
**第3条** 本商工会議所は、商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく法人である。

## 第2章 会 員

- (会員の資格)  
**第10条** 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。  
 (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体  
 ① 協 同 組 合 ② 信 用 金 庫 ③ 労 働 金 庫  
 ④ 公 社 ⑤ 経 済 関 係 団 体 ⑥ 医 療 法 人  
 ⑦ 社 会 福 祉 法 人 ⑧ 弁 護 士 法 人 ⑨ 監 査 法 人  
 ⑩ 税 理 士 法 人 ⑪ 特 許 業 務 法 人  
 ⑫ 産 学 連 携、商 工 会 議 所 事 業 等 に 関 与 する 学 校 法 人  
 ⑬ 地 域 経 済 の 発 展、教 育・文 化・学 術 の 振 興、医 療・福 祉 の 増 進 等 に 資 する 社 団 法 人  
 ⑭ 地 域 経 済 の 発 展、教 育・文 化・学 術 の 振 興、医 療・福 祉 の 増 進 等 に 資 する 財 団 法 人  
 ⑮ 地 域 経 済 の 振 興 等 に 資 する 中 間 法 人  
 ⑯ ま ち つ くり、教 育・文 化、医 療・福 祉 等 の 活 動 を 行 う 特 定 非 営 利 活 動 法 人  
 ⑰ 観 光 資 源 等 と し て 地 域 経 済 の 発 展 に 貢 献 する 宗 教 法 人  
 (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人  
 ① 医 師 ② 歯 科 医 師 ③ 助 産 師 ④ 弁 護 士  
 ⑤ 公 認 会 計 士 ⑥ 司 法 書 士 ⑦ 税 理 士 ⑧ 行 政 書 士  
 ⑨ 弁 理 士  
 (3) 本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者  
 2 この定款において「商工業者」とは、次の者をいう。  
 (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者  
 (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者  
 (3) 鉱業を営む者  
 (4) 取引所  
 (5) 会社  
 (6) 相互会社  
 3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。  
 (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。))、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊技能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準ずる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。))が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等

に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

- (加入)  
**第11条** 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続により、加入の申込みをしなければならない。  
 2 前項の加入の可否は、常議員会において決定する。  
 3 常議員会は、前項の可否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を付してはならない。  
 4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。  
 (会費)  
**第17条** 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。  
 2 加入金及び会費の金額並びにその払込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。  
 (過怠金)  
**第18条** 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。  
 2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。  
 (会員権の停止)  
**第19条** 本商工会議所は、会費の滞納が6月に及ぶ会員その他会員たる義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。ただし、選挙人名簿確定日までに会費を完納しない会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。  
 2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。  
 (脱退)  
**第20条** 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりににおいて本商工会議所を脱退することができる。  
 2 会員は、次の事由によって脱退する。  
 (1) 会員たる資格の喪失  
 (2) 死亡又は解散  
 (3) 除名  
 (除名)  
**第21条** 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。  
 (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員  
 (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員  
 (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。))を行った会員  
 (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員  
 2 第19条第2項(処分)の規定は、会員の除名について準用する。  
 3 除名されたものは、除名された日から少なくとも1年間は本商工会議所の会員となることができない。  
 (特別会員)  
**第22条** 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。(会費及び負担金)  
**第69条** 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。  
 2 納入期日を経過した会費及び負担金は、いかなる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。  
 3 既納の会費、加入金及び負担金は、いかなる事由がある場合においても返戻しない。

## 《個人情報取り扱いについて》

1. 個人情報の取得について  
適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。
2. 個人情報の利用について  
個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。個人情報を第三者との間で共同利用し、又は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。
3. 個人情報の第三者提供について  
個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。
4. 個人情報の管理について  
個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理致します。個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。持ち出しや外部へ送信等により個人情報を漏えいさせません。
5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について  
本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、誠実に対応します。

## 《特定商工業者制度》

1. 特定商工業者とは  
商工会議所法(第7条)で定められた商工業者の方で、毎年4月1日現在において、名古屋地区内で本社、支社、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者のうち、下記のいずれかに該当する事業者が「特定商工業者」に指定されます。  
 (1) 本社の資本金または払い込み出資総額が300万円以上の法人  
 (2) 市内事業所の従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以上の法人、個人
2. 法定台帳と負担金のご協力お願い  
商工会議所法では、上記に該当する事業所を「特定商工業者」と定めて調査対象事業所として、毎年7月に事業概要のご確認を法定台帳にてお願いしています。  
この法定台帳の管理運営は商工会議所に課せられており、商取引での斡旋をはじめ各種施策普及に役立っていることから、皆様方には信頼性を高めるためにきわめて重要なものです。  
つきましては、これら特定商工業者制度での事業実態を正確に把握するための法定台帳整備とともに管理運営費の一部として負担金4,000円のご協力をお願い申し上げます。

※入会申込書中段にご致します特定商工業者制度においてご捺印をいたさない場合は、改めて同制度にご理解をいただくために説明資料と負担金の納入依頼書を送らせていただきますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。